

# 中小企業のための 法務講座



## 悪徳商法について

売の方法を根絶することに  
あります。一般的に消費者  
は、商品やサービスに関す  
る情報を具体的に把握でき  
ない中、販売側が消費者  
に購入を強要することも数  
多くありました。

この条例により、悪徳商  
法に対する新しい5つの罪  
が導入され、違反した場合  
は最高50万ドルの罰金と5  
年間の監禁、または簡易起  
訴で最高10万ドルの罰金と  
2年間の監禁となります。

以下、新たに規定された販  
売方法は、悪徳商法と見做  
されるものを紹介します。

この条例について詳しく  
ご説明しましょう。

従来、香港には悪徳商法  
に対して消費者の権利を守  
る法律はあまりありません  
でした。「商品説明条例」と  
いう法律はありましたが、  
消費者の権利を守るという  
点から見ると非常に幅が狭  
く、商品を販売する際に商  
品に対する偽りや誤った情  
報・説明や陳述が禁止され  
ているだけでした。

そこで香港立法会は昨年  
の7月半ばに、悪徳商法を  
根絶するため、現在の「商  
品説明条例」の対象範囲を  
より広くした「商品説明(不

正商  
法) 条例」修訂版  
法案を可決しました。恐ら  
く今年の第2あるいは第3  
四半期に正式に施行されま  
す。

この新しい条例の特徴  
は、悪徳商法の対応範囲  
を「商品」から「サービ  
ス」にまで拡大して適応さ  
せたこと、また、頻度の高  
い悪徳商法の5つを、刑事  
責任として禁止されること  
となったことです。この条  
例の真髄/目的は、不正商

良営商手法) 条例」修訂版  
法案を可決しました。恐ら  
く今年の第2あるいは第3  
四半期に正式に施行されま  
す。

この条例について詳しく  
ご説明しましょう。

この条例について詳しく  
ご説明しましょう。

この条例について詳しく  
ご説明しましょう。

この条例について詳しく  
ご説明しましょう。

の脅しにより客に買い物を  
させる。

消費者は、購入する際、  
ある程度の根拠や重要な情  
報を把握した上で、自らの  
意思で決定することが必要  
です。

その2:脅しによる  
商売行為 (Aggressive  
commercial practices)

消費者に対し、脅し、ハ  
ラスメントや嫌がらせ、無  
理強いをして、消費者が買  
いたくないものやサービス  
を買わせることです。

例1:美容院の店員は受付  
で言い訳をつけてお客様の  
IDカードやクレジットカード  
カード等を預かり、お客が  
買い物をするまで返さな  
い。

例2:観光区にある電器屋  
や高級漢方薬を売っている  
薬局がドアを閉め、「買い物  
をしないと出られない」や  
「外にやぐさがある」など

その4:最初はつりでお  
客を誘い、後に商品/サー  
ビスを転換する (Bait and  
switch)

販売側がわざと人気のあ  
る商品やサービスを低価格

で客に薦め、お客の気分が  
乗ってきたときに、無理や  
り人気のない、あるいは中  
途半端な他の商品やサービ  
スを押し付けることです。

または、最初にお客に薦め  
た商品やサービスに対して  
途中から悪口を言い、在庫  
切れや壊れた商品しかない  
という口実をあげ、他の商  
品を買わせる悪徳商売で  
す。

その5:不正な支払い  
を受け (Wrongfully  
accepting payment)

販売側が支払い時に下記  
のようなことをたくらんで  
費用を受け取ります。

① 該当商品やサービスを客  
に提供するつもりがな  
い。

② 先にお金をもらい、後に  
違う商品やサービスを提供  
する。

③ 合理的な期間で該当商品

やサービスを提供でき  
ない。

例:先払いの美容治療、  
イエット塾など。

悪徳商法にとみなされ  
い販売方法になるよう  
今まで以上に注意が必要  
となります。

(このシリーズは月1回  
載します)

### 筆者紹介

ANDY CHENG  
弁護士 アンディチエン法律事務所代表  
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの  
法律相談・契約書作成を得意としている。香  
港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、  
在香港日本国総領事館勤務の経験もあり、ジェ  
トロ相談員も務めている。日本語堪能  
www.andysolicitor.com

